

経営の健全性確保への取り組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

●中小企業の経営支援に関する取り組みの方針

地元企業の育成・振興を幅広く支援していくことは、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であると考えています。当金庫は、お取引先の企業を現状に留め置くことなく、持続的な成長を支援することで、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化及び地域密着型金融の推進へ積極的に貢献してまいります。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、従来よりお取引先企業の安定的な成長を支援することを目的として、経営改善・事業再生に真摯に取り組んでまいりました。平成15年度から、経営支援の早期対応が必要となることを受け、お取引先企業の経営支援を総合的にサポートし、経営改善・事業再生支援への機動的な対応を図るために、融資部内に「経営支援課」を設置し、本部・営業店が一体となって経営支援に取り組んでまいりました。また平成24年11月には、「中小企業経営力強化支援法」の施行にともない、中小企業（小規模事業者を含む）に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」の認定を受けました。今後とも、お取引先の経営支援や成長支援に積極的に取り組んでまいります。特に税務、財務および金融に関する専門的知識や支援に係る実務経験を有する外部専門家、中小企業活性化協議会等の外部機関との連携を図りながら、お取引先のライフステージ等に応じた最適なソリューションを提案し、より実効性の高い経営改善、事業再生支援の実現を目指してまいります。

●中小企業の経営支援に関する取組みの状況

1. 創業・新規事業開拓の支援

地方創生への取組みを行う上で、地域での起業を促すことは不可欠であるという考えから、創業・新規事業開拓の支援を積極的に行っています。2024年度は、創業・新規事業へ231百万円（53件）の融資を行いました。

2. 成長段階における支援

(1) 販路拡大への取組み

お取引先の販路拡大や新商品の開発、新しいサービスの創造を目的として、商談会への参加支援を行っています。

2024年度においては、ふくおかよかもん展示商談会、ひがしんビジネスフェア、よい仕事おこしフェア、スイーツ商談会に参加しました。あわせて当金庫も実行委員会の一員として参加している「よい仕事おこしフェア実行委員会」が運営するWEB商談システム「よい仕事おこしネットワーク」を活用しました。「よい仕事おこしネットワーク」には、2018年度の開始以降45先が登録しています。

商談会の状況

開催日 商談会名	参加 社数	商談数	備考
2024年9月12日 ふくおかよかもん商談会	2	10	
2024年10月22日 ひがしんビジネスフェア	1	4	
2024年12月3日、4日 2024「よい仕事おこしフェア」(東京)	4	3	
2025年3月7日 スイーツ商談会	1	4	
総合計	8	21	

よい仕事おこし ネットワークの状況

登録企業数	商談数	成約商談数
45	26	13

(2) 新現役交流会への参加

機器を製造、設置しサービス業を営む事業者1先が、新商品開発の支援を求めて参加しました。

1名の新現役とマッチングが成立し、WEBでの面談を行い、アドバイスを受けました。



(3) マッチングサイト COLLA-BORN との連携

諫早商業高校の実習授業で提案された「みかんのポン酢ジュレ」を商品化するためCOLLA-BORNを活用しました。果実の加工業者と醤油の醸造業者のコラボが成立し、10月に商品化されました。

(4) 官民合同伴走支援（知的財産活用支援）

九州経済産業局が実施した「知的財産活用ハンズオン支援」に、菓子製造・販売を営む事業者と食品販売業を営む事業者の2先が参加されました。

菓子製造・販売を営む事業者においては、取得済の商標権を活かす商品のリブランディング支援を行い、食品販売業を営む事業者においては、自社プロデュースの新商品におけるブランディング支援を行いました。

専門家に加え、当金庫、地元支援機関、九州経済産業局がチームを形成し、両社への支援を行いました。



3. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

(1) 経営支援対象先の選定及びサポート

融資部経営支援課で定めた経営支援先33先に対し、経営課題及び対応策等を検討し、ライフステージに応じた支援活動を積極的に行っています。また、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等とも緊密に連携し、実効性の高い支援に取り組ましました。

【2024年 4月～2025年 3月】 【経営改善支援等の取り組み実績】 (単位：先数)

債務者区分	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 γ	αのうち再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援 取組率 =α/A	ランクアップ率 =β/α	再生計画策定率 =δ/α
正常先 ①	2,650	2		1	0	0.1%		0.0%
要注 意先 うちその他要 意先 ②	332	26	0	25	5	7.8%	0.0%	19.2%
うち要管理先 ③	4	1	0	1	0	25.0%	0.0%	0.0%
破綻懸念先 ④	23	4	1	3	0	17.4%	25.0%	0.0%
実質破綻先 ⑤	29	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
破綻先 ⑥	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小 計 (②～⑥の計)	390	31	1	29	5	7.9%	3.2%	16.1%
合 計	3,040	33	1	30	5	1.1%	3.0%	15.2%

(注) ・期初債務者数及び債務者区分は2024年 4月の期初時点で集計しております。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業数（個人事業主を含む）を記載しております。

(2) 事業再生支援の取組み

中小企業活性化協議会との連携では、2024年度中に、当金庫からの持込による経営改善計画の成立が3先。従来からの継続先も含め、取引先の経営課題解決に向けた支援を連携して取り組んでいます。今後も、既に適用が開始されている「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に則り、当金庫と取引先事業者が経営課題を共有し、一体となって事業再生等に向けた取り組みを進めてまいります。

(3) 事業承継・M&A 支援の取組み

高齢化社会の進展に伴い、経営者の後継者不足が社会問題化しています。当金庫は経営支援の一環として、お取引先の事業承継問題を解決するために、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめ民間の専門機関と業務提携し、情報の提供や紹介・斡旋等の仲介業務を積極的に実施しました。

(4) 業種転換等の支援の取組み

人手不足や物価高騰の影響を受け、厳しい経営内容に置かれている中小企業者に対し、将来の社会変化に合わせた新事業への再構築を後押しする取り組みを行っています。事業再構築については、各種補助金を活用した新しい収益確保、経営力強化、生産性向上などの相談、支援体制の強化にも取り組んでまいります。

4. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針
当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。
お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	192件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.65%
保証契約を解除した件数	13件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件



●地域の活性化に関する取組み状況

(1) 若手企業後継者、経営者向け勉強会「たちばな未来塾」の開催

中小企業が抱える後継者問題の解決と未来の地域経済の発展に貢献することを目的として、若手経営者・後継経営者を対象とした第13期「たちばな未来塾」を開催しました。

参加者25名で7月より11月まで5回のセミナーを実施し、「次世代経営者による事業の再構築」をテーマに戦略的中期経営計画の策定を学んでいただきました。

(2) たちばなビジネスクラブ「未来」

2024年4月に、直近のたちばな未来塾を卒業した会員2名による成果発表会を開催しました。また会員自らが講師として各専門のテーマにてセミナーを実施しました。会員は主に「たちばな未来塾」を修了した経営者等であり、2025年5月現在、127事業所、158名が入会されています。

開催日	行事	講師	開催方式
2024年4月10日	たちばなビジネスクラブ未来交流会～第12期未来塾卒業生による成果発表会～	菅原 則和 氏/ 小柳 竜士 氏	対面
2024年4月18日	我が相撲道に一片の悔いなし	二所ノ関 寛 氏 (第7代横綱 稀勢の里)	オンライン
2024年4月26日	中小企業の為の採用力強化「小さな会社」が取り組むべき採用の成功戦略とは	窪田 司 氏	オンライン
2024年5月14日	経営者のための「ノー」を「イエス」に変える技術	上條美沙子 氏	オンライン
2024年5月15日	3 信用金庫合同交流会	小役丸秀一 氏	対面
2024年6月27日	ファミリービジネスマネジメント～ファミリービジネスの本当の強さとは～	星野 佳路 氏	オンライン
2024年7月2日	使える DX! kintone 活用セミナー	山下 貴代 氏	対面
2024年7月3日	なぜ、社長は決算書が読めないのか～お会社にお金を残す数字の押さえ方～	古田土 満 氏	オンライン
2024年8月8日	外国人経営者が考えるリーダーシップの在り方	ハロルド・ジョージ・メイ 氏	オンライン
2024年9月4日	中小企業の業績を上げる「カテゴリーキラー戦略」	村松 勝 氏	オンライン
2024年9月10日	『共創の力で未来を拓く』～地域資源を活かした持続可能なビジネス創造～	陣野 真理 氏	対面
2024年9月27日	ビジネスクラブ未来第8 定期総会・記念講演「元よしもと芸人」が伝えるリーダーシップ	津田 剛 氏	対面
2024年10月22日	2023侍ジャパンヘッドコーチによる強いチーム作り	白井 一幸 氏	オンライン
2024年12月3日	2025年の経済動向と中小企業の生存戦略	大前 研一 氏	オンライン
2025年2月6日	変革の時代における地域企業の新戦略	富山 和彦 氏	オンライン
2025年3月7日	新時代を勝ち抜くコミュニケーション術	安東 優介 氏	対面

(3) 全国の信用金庫旅行団の観光誘致

長崎県の持つ豊富な観光資源を活用し、地元経済の活性化に寄与することを目的として、長崎県の観光モデルコースを作成し、全国の信用金庫へ向けて発信するなどして、信用金庫が企画する旅行団の長崎への誘致を図っています。

この取り組みの結果、取り組みを開始した2014年度から38団体7,825名の方が長崎県を訪れました。



法令等遵守(コンプライアンス)の体制

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、及び預金保険法にかかる名寄せデータ整備、マネーローディングの防止など遵守すべき法令やルールが数多く存在します。

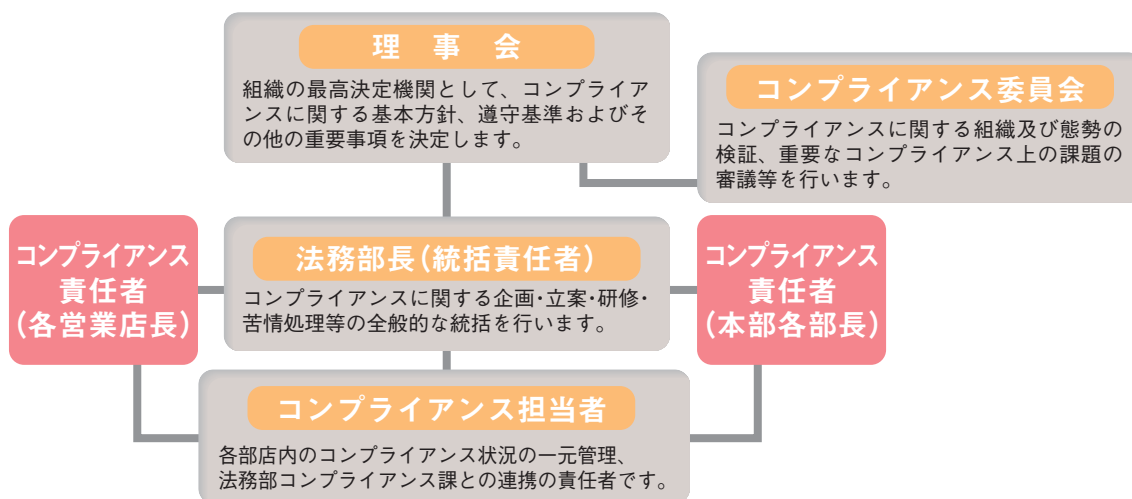
コンプライアンス(Compliance)とは、法令をはじめ金庫内の諸規程(事務規程、就業規則、企業倫理等)さらには確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。信用金庫は信用金庫法に基づき地域経済・社会の発展に貢献するという重大な責務を負っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

そこで当金庫は職員として良識ある行動をとり、お客様との信頼関係を一層強固なものとし、企業理念を実践するため「法令遵守に係る基本方針および遵守基準」、「職員が遵守すべき法令や規範」などを一つにまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。

●法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の策定

1. 当金庫は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を含めたコンプライアンス・マニュアルは、理事会で策定致します。
2. 当金庫は、役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底し、またコンプライアンスに係る書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店に備えております。
3. 反社会的勢力への対応については、警察関係機関とも連携し、断固とした姿勢でのぞむこととしております。

●コンプライアンスの組織



あなたに夢を届けます

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの保護に関する基本的な管理方針として、以下に定める事項を遵守し、お客さまの保護及び利便性の向上に努めてまいります。

1. お客さまとの取引又は法令等に従っての金融商品等の説明及び情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからの相談・苦情等につきましては、担当窓口にて適切かつ十分に対応いたします。
3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理を行います。
4. お客さまとの取引に関する業務を外部委託する場合は、お客さまの情報その他を保護するため、外部委託先を適切に管理します。
5. その他お客さまの保護及びお客さまの利便性の向上のために必要であると判断した業務の管理を適切に行います。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

金融 ADR 制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

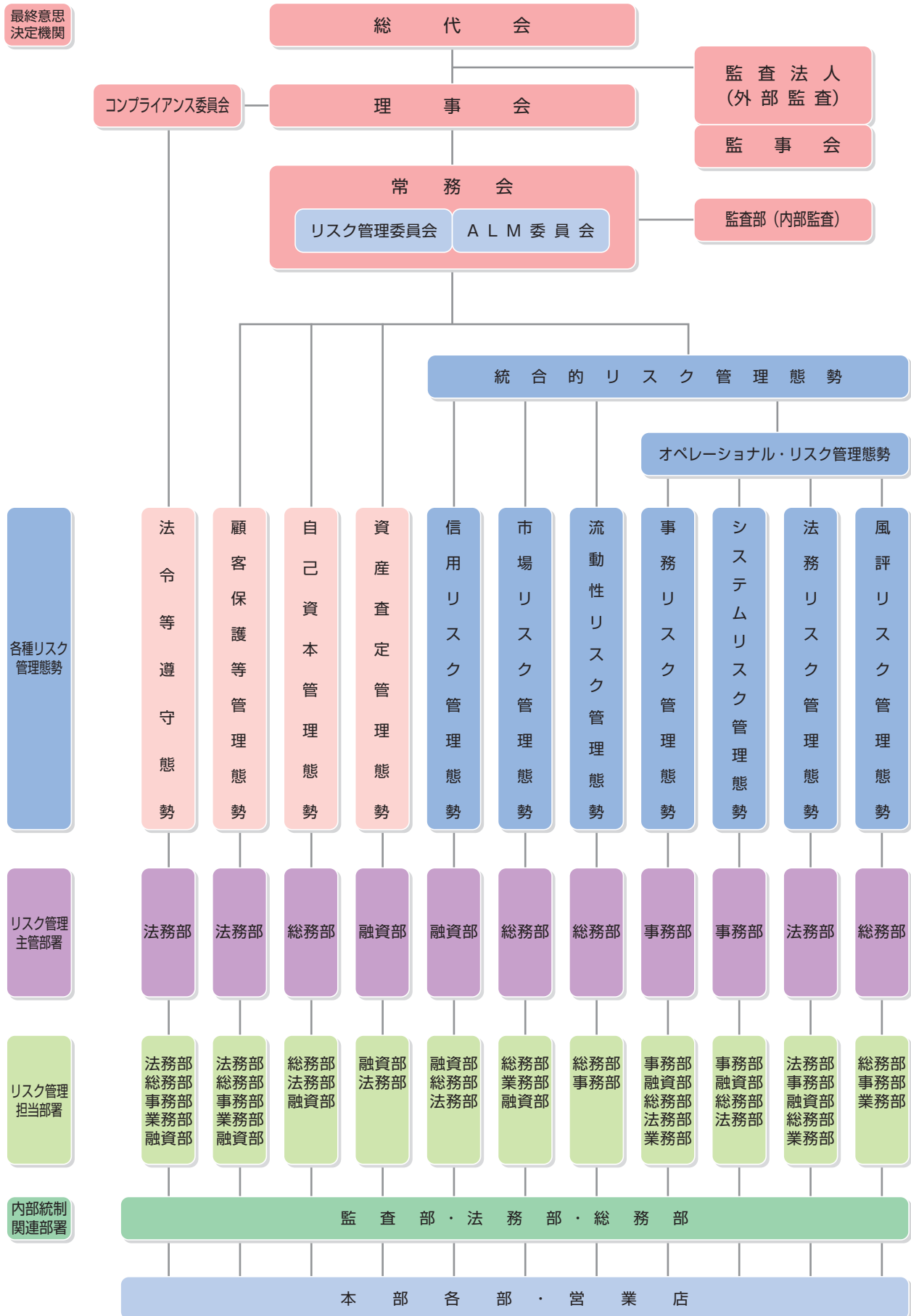
苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は7ページ参照）または法務部コンプライアンス課（電話：0957-27-0088）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記法務部コンプライアンス課、九州北部地区しんきん相談所（9時～12時／13時～17時、電話：092-481-8815）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、福岡県弁護士会（天神弁護士センター電話：092-741-3208、北九州法律相談センター電話：093-561-0360、久留米法律相談センター電話：0942-30-0144）あるいは東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都及び福岡県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「福岡県弁護士会（天神弁護士センター、北九州法律相談センター、久留米法律相談センター）、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務部コンプライアンス課」にお尋ねください。

内部管理基本方針に基づくリスク管理態勢表



あなたに夢を届けます

自己資本の充実の状況等 ～定性的な開示事項～

●リスク管理の態勢

金融環境の変化に伴い、信用金庫経営に関するリスクは従来にも増して多様化・複雑化しています。こうした中で、当金庫は地元金融機関としてお客様の信用にお応えできるよう、経営全般に互るリスク管理を徹底するとともに、適正な資産運用と、資金の調達による収益力の強化に注力し、経営の健全性の堅持に努めています。

想定されるリスク

方針

当金庫の態勢

信用リスク

貸出先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消滅することで利息収入が不能となるリスクをいいます。

自己査定 of 債務者区分および分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとし、

従来からの融資審査とその管理について厳正な本部管理で臨む一方、営業店における融資業務強化のため、各種研修会の開催やセミナーへの派遣など人材の育成に力をいれています。

市場関連リスク

金利・有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」から成ります。

一般的に確立された派生商品を含む市場取引による運用や、自己のALM ポジションのヘッジ等取引を限定した、いわゆる「限定的なエンドユーザー型」を基本とし、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行うものとし、

金利動向、株式市場の変化、為替変動など経済・金融の動向を常時予測しつつ、これに基づいた的確な対応策を打ち出すことにより、適正な収益を確保するように努めています。

流動性リスク

市場の混乱により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、当金庫の財務内容の悪化等により必要資金の確保、資金繰りが困難となる場合や著しく高金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被る「資金繰りリスク」から成ります。

市場流動性の状況を適切に把握するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すものとし、

市場流動性の状況を的確に把握し、対応できるよう常に管理を行うことで、安定した資金繰りを確保しております。併せてALM 委員会での分析、チェック体制も敷いております。

オペレーショナルリスク

内部プロセス、人、システムが不適切であること、または機能しないことで被るリスクをいいます。役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことによって損失を被る「事務リスク」とコンピュータシステムの障害・誤作動・不備・不正利用などによって損失を被る「システムリスク」からなります。

常に事務リスクが発生する危険性を認識し、規程の整備指導を図るとともに、厳正な事務処理に努めるものとし、また、経営方針、経営計画に従い、金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営体制を実施するものとし、

不祥事件・事務ミス等の防止に万全を期すとともに、経営管理の改善を図るため、全営業店の立ち入り検査を行い、適時適切な処置状況の確認と事務指導を兼ねたフォロー検査を実施しています。一方、自店検査制度を設け、各部営業店における正確な事務管理体制をとっております。また、金庫の生命線ともいえるコンピュータシステムについては、一般社団法人しんきん共同センターが運営管理するしんきん共同システムを共同利用し、安全対策面の強化のため2010年7月20日より西日本センター（神戸）でのオンラインシステム運用を行っている他、システムの管理運用に関して相互牽制体制・マニュアル等を定めています。更に緊急、不測の事態に備えてコンティンジェンシープランに基づく訓練を行っております。

●自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、コア資本に係る基礎項目は地域のお客様からお預かりしている出資金と当金庫の内部留保が該当しますが、一般貸倒引当金のうち、法令等で算入が認められている一定の額をコア資本に係る基礎項目の額に算入しております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性、安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた営業活動を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する項目

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、一連の信用リスク管理の状況については、ALM 委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために、保有資産の種類毎に使用する掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」と内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する「内部格付手法」があります。標準的手法を採用する場合、リスク・ウェイトの判定に適合格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫では標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の5社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、投資の種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）
- フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金不足、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、民間保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関しましては、国、地方公共団体等及び一定以上の格付が適合格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証されている部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引については該当ありません。

●証券化エクスポージャー

証券化エクスポージャーについては該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する項目

1. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、事務管理委員会等をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状態に応じて ALM 委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める運用限度額内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。一方、非上場株式、子会社・関連会社への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用・調達規則」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる形態としております。

金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しております。その一方で、リスクは経営体力（自己資本）の範囲内に抑制すべきであるものでもあります。そのために、当金庫ではリスク量を算定（BPV 法、VaR 法等）し、リスクが過大になっていないか、自己資本に見合っているか等を適宜確認しており、定期的に ALM 委員会等で協議するとともに経営陣へ報告する等、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

2. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。当金庫では金利変動幅について複数のシナリオを想定しリスク量を算定しています。

なお、お客様のご要望により随時払い出すことができる要求払預金（普通預金、当座預金等）には、明確な金利改定間隔がありません。当金庫では、要求払預金のうち引き出されことなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

自己資本の充実の状況等 ～定量的な開示事項～

●自己資本の構成に関する事項

自己資本比率とは？

自己資本比率とは、貸出金残高や保有する有価証券など総資産に対する出資金や利益剰余金などの割合で、金融機関経営の健全性、安全性を計る指標であり、比率が高いほど経営が健全であることを示しています。

(単位：千円、%)

項	目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		5,811,646	5,993,250
うち、出資金及び資本剰余金の額		875,787	874,347
うち、利益剰余金の額		4,953,199	5,136,230
うち、外部流出予定額 (△)		17,340	17,326
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		70,568	78,650
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		70,568	78,650
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		5,882,214	6,071,901
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		14,819	13,513
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額		14,819	13,513
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—

あなたに夢を届けます

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14,819	13,513
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	5,867,395	6,058,387
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	60,694,456	63,557,542
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,427,623	3,546,807
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	64,122,080	67,104,350
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	9.15%	9.02%

自己資本比率の算出方法は、出資金や利益準備金、諸積立金等の「自己資本」の総額を『分子』として、損失が発生する可能性のある資産の総額、「リスク・アセット」を『分母』として計算します。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (6,058,387千円)}}{\text{リスク・アセット総額 (67,104,350千円)}} \times 100 = 9.02\%$$

自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	60,694	2,427	63,557	2,542
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	58,231	2,329	61,498	2,459
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10	0	—	—
我が国の政府関係機関向け	40	1	30	1
地方三公社向け	118	4	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,745	189	5,030	201
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	710	28
法人等向け	13,610	544	14,953	598
中小企業等向け及び個人向け	17,395	695	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	8,449	337
トランザクター向け	—	—	399	15
抵当権付住宅ローン	1,580	63	—	—
不動産取得等事業向け	12,368	494	—	—
不動産関連向け	—	—	25,428	1,017
自己居住用不動産等向け	—	—	7,442	297
賃貸用不動産向け	—	—	13,533	541
事業用不動産関連向け	—	—	3,941	157
その他不動産関連向け	—	—	509	20
ADC 向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	66	2	—	—
延滞等向け	—	—	1,132	45
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	23	0
取立未済手形	5	0	2	0
信用保証協会等による保証付	1,130	45	1,108	44
出資等	1,014	40	—	—
株式等	—	—	1,691	67
上記以外	6,143	245	3,648	145
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,448	97	2,020	80
マンデート方式	2,448	97	2,020	80
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関の対象資本等調達に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	14	0	38	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,427	137	3,508	140
BI	—	—	2,339	—
BIC	—	—	280	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体所要自己資本額 (イ+ロ)	64,122	2,564	67,066	2,682

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。(2023年度計数)
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

あなたに夢を届けます

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク ス ポ ー ジャー	延滞エク ス ポ ー ジャー
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国	内	155,670	154,992	91,443	98,552	24,443	23,792	－	－	87	920
国	外	1,507	1,507	－	－	1,507	1,507	－	－	－	－
地 域 別 合 計		157,177	156,499	91,443	98,552	25,950	25,300	－	－	87	920
製 造 業		5,785	5,470	2,167	1,991	3,600	3,400	－	－	53	61
農 業、林 業		236	210	236	210	－	－	－	－	－	1
漁 業		186	192	186	192	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	0	－	0	－	－	－	－	－	－
建 設 業		8,264	9,366	7,964	9,036	300	330	－	－	－	16
電気・ガス・熱供給・水道業		1,765	1,819	161	209	1,604	1,604	－	－	－	－
情 報 通 信 業		503	580	25	26	399	500	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業		2,391	2,168	867	740	1,500	1,400	－	－	－	14
卸 売 業、小 売 業		6,806	6,857	6,105	5,978	700	879	－	－	22	88
金 融 業、保 険 業		39,384	31,494	3,276	3,283	2,407	2,507	－	－	－	56
不 動 産 業		20,870	24,488	19,317	23,026	1,546	1,447	－	－	0	80
物 品 賃 貸 業		330	384	330	384	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		567	535	567	535	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		613	702	613	702	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		3,002	3,020	3,002	3,020	－	－	－	－	0	94
生活関連サービス業、娯楽業		1,444	1,564	1,444	1,564	－	－	－	－	－	22
教 育、学 習 支 援 業		312	507	312	507	－	－	－	－	－	－
医 療、福 祉		5,089	5,343	5,089	5,343	－	－	－	－	－	401
そ の 他 の サ ー ビ ス		6,304	6,201	5,907	5,804	396	396	－	－	8	27
国・地方公共団体等		19,727	19,305	6,234	6,472	13,493	12,832	－	－	－	－
個 人		27,632	29,520	27,632	29,520	－	－	－	－	1	55
そ の 他		5,957	6,764	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		157,177	156,499	91,443	98,552	25,950	25,300	－	－	87	920
1 年 以 下		19,628	19,687	7,808	8,243	1,301	1,761	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		9,042	15,366	5,899	5,673	2,871	3,633	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		20,010	14,639	6,811	8,396	5,645	4,741	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		16,399	14,250	13,584	11,243	2,815	3,007	－	－		
7 年 超 10 年 以 下		15,613	17,414	11,918	14,423	3,694	2,991	－	－		
10 年 超		54,830	58,630	45,209	49,465	9,621	9,165	－	－		
期間の定めのないもの		21,652	16,509	212	1,106	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		157,177	156,499	91,443	98,552	25,950	25,300	－	－		

※信用リスクエクスポージャー期末残高（合計）（⇒個別貸倒引当金控除前）
＝「オンバランス資産の額」＋「オフバランス与信相当額」＋「個別貸倒引当金」

（注）1. 当金庫は「デリバティブ取引」は該当ありません。

2. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」は貸出金残高、債務保証及び未収利息を計上しております。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 上記の「その他」は業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、未決済為替貸が含まれます。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	81	70	—	81	70
	2024年度	70	78	—	70	78
個別貸倒引当金	2023年度	347	285	55	292	285
	2024年度	285	157	48	236	157
合 計	2023年度	429	355	55	373	355
	2024年度	355	236	48	307	236

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金				貸 出 金 償 却	
	期 中 の 増 減 額		期 末 残 高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	△19	△50	50	0	—	—
農 業、林 業	△0	△0	0	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	△6	△3	6	3	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	0	3	1	4	—	—
卸 売 業、小 売 業	△3	△1	22	21	—	—
金 融 業、保 険 業	△0	△52	52	—	—	—
不 動 産 業	15	55	24	79	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	△36	—	—	—	—	—
飲 食 業	△3	1	2	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	2	3	—	—
教 育、学 習 支 援 業	△0	△0	0	—	—	—
医 療、福 祉	△8	△17	44	26	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	△0	△7	9	1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	0	△55	68	13	—	—
合 計	△62	△127	285	157	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

あなたに
夢を
届けます

4. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	2, 225	－	2, 225	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13, 389	－	13, 389	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	12, 366	－	12, 366	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	34	－	34	－	－	0
我が国の政府関係機関向け	335	－	335	－	30	8
地方三公社向け	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22, 594	－	22, 594	－	5, 030	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2, 703	－	2, 703	－	710	26
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	22, 760	1, 137	22, 102	717	14, 953	65
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	16, 938	23, 628	16, 111	1, 671	8, 449	47
トランザクター向け	－	19, 971	－	1, 237	399	32
不動産関連向け	43, 837	976	43, 637	976	25, 428	56
自己居住用不動産等向け	23, 668	10	23, 624	10	7, 442	31
賃貸用不動産向け	15, 109	916	15, 031	916	13, 533	84
事業用不動産関連向け	4, 172	50	4, 129	50	3, 941	94
その他不動産関連向け	887	－	853	－	509	59
ADC 向け	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	875	27	875	2	1, 132	129
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	42	－	42	－	23	54
取立未済手形	12	－	12	－	2	19
信用保証協会等による保証付	11, 063	263	11, 063	26	1, 108	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	
株式等	1, 691	－	1, 691	－	1, 691	100
合 計					57, 849	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

5. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	2,225															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,389															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	12,366															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け	34															
我が国の政府関係機関向け	34	300														
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				18,482		3,608							502			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				1,000		1,703										
カバード・ボンド向け																
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)				2,897									7,204			
(うち特定貸付債権向け)																
中堅中小企業等向け及び個人向け												1,237				
トランザクター向け												1,237				
不動産関連向け				957	443	2,722	2	861	—	536		1,470	759		1,326	1
自己居住用不動産等向け				957	443	1,060	2		—	536			759			1
賃貸用不動産向け						1,661		861				1,470			472	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															853	
ADC 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)													130			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				12												
信用保証協会等による保証付	—	11,089														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合 計	28,052	11,390		22,351	443	6,331	2	861	—	536		2,707	8,596		1,326	1

あなたに夢を届けます

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金																2,225
我が国の中央政府及び中央銀行向け																13,389
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																12,366
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																34
我が国の政府関係機関向け																335
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																22,594
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																2,703
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		200		10,615			1,900									22,819
（うち特定貸付債権向け）																
中堅中小企業等向け及び個人向け		14,208					2,337									17,782
トランザクター向け																1,237
不動産関連向け	21,294	929			478			10,542	2,234			53				44,614
自己居住用不動産等向け	19,861	10														23,634
賃貸用不動産向け		918						10,542				19				15,947
事業用不動産関連向け	1,432				478				2,234			33				4,179
その他不動産関連向け																853
ADC 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							65					681				877
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							42									42
取立未済手形																12
信用保証協会等による保証付																11,090
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等							1,691									1,691
合 計	21,294	15,338		10,615	478		6,037	10,542	2,234			734				149,878

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。



6. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェ イト区分	2023年度		2024年度				
	格付有り	格付無し	告示で定める リスク・ウェ イト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重 平均値（％）	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用 リスク削減効果適用後）
				オン・バランス	オフ・バランス		
				資産項目	資産項目		
0％	－	34,752					
10%	－	13,294	40%未満	91,140	7,140	11	91,825
20%	25,602	21,348	40%～70%	18,956	13,791	11	19,581
35%	－	5,097	75%	8,739	3,223	21	8,433
50%	13,525	101	80%	－	－	0	－
75%	－	14,053	85%	10,096	1,010	61	10,107
100%	－	28,276	90%～100%	6,405	177	70	6,454
150%	－	821	105%～130%	12,113	679	100	12,758
250%	－	304	150%	719	9	10	718
			250%	－	－	－	－
			400%	－	－	－	－
			1250%	－	－	－	－
			その他	－	－	－	－
合計	39,127	118,049	合計	148,169	26,033	17	149,878

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	2023年度		2024年度	
		適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		592	27,475	524	28,614

(注) 1. 当金庫はクレジット・デリバティブを行っておりません。
2. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

証券化エクスポージャーに関する事項

1. オリジネーターの場合
該当ありません。
2. 投資家の場合
該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーの貸借対照表上額等

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	196	196	244	244
非上場株式等	776	—	776	—
合 計	973	973	1,020	1,020

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却損	—	—
売却益	18	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	23	△6

(注) 株式等エクスポージャーに該当する「その他有価証券」の評価損益を記載しております。

4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(注) 株式等エクスポージャーに該当する「満期保有目的の有価証券」はありません。

※出資等エクスポージャー…上場株式、非上場株式、信金中金優先出資、信金中金普通出資

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

2023年度	2024年度	
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	4,101	3,962
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ		ハ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,951	3,666	199	221
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,951	3,666	199	221
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,058		5,867	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

□ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	93

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」79百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。「退職慰労金」は、当期中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

令和7年1月1日
 たちばな信用金庫
 〒854-0053 長崎県諫早市小川町52-1
 理事長 早田 義教

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報を含みます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

- (1) 個人情報の取得
 - 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他の不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - お客様は、個人情報の取得について、ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ①営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
 - ②当金庫ホームページ等のお問い合わせ等の入力事項
 - ③電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ④その他一般に公開されている情報等から取得しています。
 - (2) 個人情報等の利用目的
 - 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
 - お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

- (利用目的)
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

- ①提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ②各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ③その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため
- ⑦住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑨災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑩本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお

申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
 - (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
 - (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
 - (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
 - (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
 - (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- リンクについて
 当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。
- クッキーについて
 当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。
- (クッキーとは)
 クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます。）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等について情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

たちばな信用金庫 コンプライアンス課
 住 所：〒854-0053 諫早市小川町52-1
 電話番号：0957-27-0088 FAX：0957-35-1232
 受付時間：当金庫営業日の午前9時から午後5時まで

あなたに夢を届けます